

佐賀県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年九月二十八日から平成二十二年十月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字山田川一三四二番八地 先から 鹿島市浜町字町裏一二二二番六地先 まで	平成二二・九・二八
県道 古枝肥前浜停 車場線	鹿島市古枝字八田甲一〇一〇番一 地先から 鹿島市浜町字北舟津九三二番四地 先 まで 鹿島市浜町字一本松一三二五番二 地先から 鹿島市浜町字平松一二九〇番四地 先 まで	〃